

山口県栽培漁業センター条例（昭和三十九年三月二十六日山口県条例第四十四号）

（設置）

第一条 沿岸漁業の振興を図るため、栽培漁業センターを設置する。

（名称及び位置）

第二条 栽培漁業センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
山口県内海栽培漁業センター	山口市
山口県外海栽培漁業センター	長門市
山口県外海第二栽培漁業センター	阿武郡阿武町

（業務）

第三条 栽培漁業センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 水産動植物の種苗の生産及び配布に関すること。
- 二 栽培漁業に係る技術の研究及び指導に関すること。

（指定管理者による管理）

第四条 栽培漁業センターの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- 一 前条各号に掲げる業務に関すること。
- 二 施設及び設備の維持管理に関すること。

（指定管理者の指定）

第五条 知事は、前条の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

- 2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。
- 3 第一項の規定による公募に応じようとするもの（以下「応募者」という。）は、規則で定めるところにより、栽培漁業センターの管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による応募があつたときは、次に掲げる基準によつて、その応募を審査しなければならない。
 - 一 事業計画書の内容が、栽培漁業センターを利用する者の平等な利用を確保することができるものであること。
 - 二 事業計画書の内容が、栽培漁業センターの効用を十分に発揮するとともに、栽培漁業センターの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
 - 三 応募者が、事業計画書に沿つた管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

- 5 知事は、前項に規定する審査を行つたときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。
- 6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち栽培漁業センターの管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条の規定による指定をするものとする。
- 7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条の規定による指定をすることができる。
- 8 知事は、前条の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(指定管理者が講ずべき措置)

第六条 知事は、第四条の規定による指定をするときは、個人情報(山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第二条第一項に規定する個人情報(第四条各号に掲げる事務に係るものに限る。)をいう。)の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

(知事による管理の業務の実施)

第七条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて栽培漁業センターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により栽培漁業センターの管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、第四条の規定にかかわらず、栽培漁業センターの管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(その他)

第八条 この条例に定めるもののほか、栽培漁業センターの管理について必要な事項は、知事が定める。